

議 第 1 0 号

税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す
る。

令 和 3 年 (2 0 2 1 年) 2 月 1 9 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 税 条 例 (昭 和 3 5 年 条 例 第 1 0 号) の 一 部 を 次 の よ う
に 改 正 す る。

附 則 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(令 和 3 年 度 分 の 固 定 資 産 税 の 納 期 に 関 す る 特 例)

第 3 3 条 令 和 3 年 度 分 の 固 定 資 産 税 に 限 り、 第 5 5 条 第 1 項 の 規 定
の 適 用 に つ い て は、 同 項 中 「 第 1 期 4 月 1 6 日 か ら 同 月 3 0 日 ま
で 」 と あ る の は、 「 第 1 期 5 月 1 6 日 か ら 5 月 3 1 日 ま で 」 と す る。

附 則

こ の 条 例 は、 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

新潟県柏崎市税条例（昭和35年3月25日条例第10号）

改正後	改正前
<p>附 則 （令和3年度分の固定資産税の納期に関する特例） 第33条 令和3年度分の固定資産税に限り、第55条第1項の規定の適用については、同項中「第1期 4月16日から同月30日まで」とあるのは、「第1期 5月16日から5月31日まで」とする。</p>	<p>附 則</p>